

保障措置実施に係る事業者連絡会

5. 保障措置に用いる査察用封印の毀損事 案を踏まえた規則の改正

> 2022年3月1日 原子力規制庁 保障措置室(JSGO)



目次

- 1. 背景・経緯
- 2. 制度改正の内容
 - (1) 規則改正の概要
 - (2)訓令の概要
 - (3) 再発防止策の実施状況の確認
- 3. 制度改正の内容のまとめ



1. 背景·経緯



(1) 封印毀損に係る法令

・取り外し又はき毀損した旨を原子力規制委員会に報告する旨が法律に明記されていなかった。(計量管理規定には連絡の旨明記され、運用されていた)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (保障措置検査)

第六十一条の八の二 (略)

2~4 (略)

5 何人も、第二項第四号の規定によりされた**封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がない** のに、取り外し、又はき損してはならない。

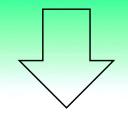
(立入検査等)

第六十八条(略)

 $2 \sim 13$ (略)

14 **何人も**、第十項から前項までの規定によりされた**封印又は取り付けられた装置を、正当な理 由がないのに、取り外し、又は毀損してはならない**。

4





(2)制度改正の方向性

- 規則を改正し封印毀損時等の**法令報告を明確化**。
 - ⇒国規則第7条(報告の徴収)に明記。 報告基準を明確化した訓令を整備。
- ・法令報告を受けたとき、ただちに原子力規制庁は 原子力規制委員会に**報告する運用の明確化**。
 - ⇒訓令に明記。



令和3年2月22日施行



2. 制度改正の内容



(1) 規則改正の概要

国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後

(報告の徴収)

国際規制物資を使用している者 は、核燃料物質の事故損失(国際約束 に基づく保障措置の運用上支障のない 軽微なものを除く。)が生じたとき又 は法第六十一条の八の二第二項第四号 若しくは法第六十八条第十項から第十 三項までの規定によりされた**封印** 製のものを除く。)若しくは取り付け られた装置が正当な理由なく取り外さ れ若しくは毀損されていることを発見 したときは、その旨を直ちに、その状 況、その原因及びそれに対して採った 措置を三十日以内に原子力規制委員会 に報告しなければならない。

改正前

(報告の徴収)

29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の<u>適用上</u>支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。

封印・監視装 置毀損等の法 令報告追加



(1) 規則改正の概要

国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後

(報告の徴収)

国際規制物資を使用している者 は、核燃料物質の事故損失(国際約束 に基づく保障措置の運用上支障のない 軽微なものを除く。)が生じたとき又 は法第六十一条の八の二第二項第四号 若しくは法第六十八条第十項から第十 三項までの規定によりされた封印 製のものを除く。) 若しくは取り付け られた装置が正当な理由なく取り外さ れ若しくは毀損されていることを発見 したときは、その旨を直ちに、その状 況、その原因及びそれに対して採った 措置を三十日以内に原子力規制委員会 に報告しなければならない。

改正前

(報告の徴収)

29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。

発見した場合、原子力規制委員会にその旨を<u>直ち</u>に報告する旨明記



(1) 規則改正の概要

「国際規制物資の使用等に関する規則」の一部改正に関する表

改正後

(報告の徴収)

国際規制物資を使用している者 は、核燃料物質の事故損失(国際約束 に基づく保障措置の運用上支障のない 軽微なものを除く。)が生じたとき又 は法第六十一条の八の二第二項第四号 若しくは法第六十八条第十項から第十 三項までの規定によりされた封印 製のものを除く。) 若しくは取り付け られた装置が正当な理由なく取り外さ れ若しくは毀損されていることを発見 したときは、その旨を直ちに、**その状** 況、その原因及びそれに対して採った 措置を三十日以内に原子力規制委員会 に報告しなければならない。

改正前

(報告の徴収)

29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。

状況、原因、事案に対して 採った措置を発見後<u>30日以内</u> に報告する旨明記



(2)訓令の概要 ①報告義務の適用開始時期

・原子力規制委員会への報告の義務 の規定は、封印若しくは装置に関する場合は法第61条の8の2第2 項第4号若しくは法第68条第10 項から第13項までの規定に基づく 国際規制物資その他の物の移動を 監視するために必要な封印がされ、 若しくは装置が取り付けられた時 点から適用される。





(2)訓令の概要②発見時の報告

- 国際規制物資を使用している者が<u>直ちに行う報告</u> は文書によるものとする。
- 文書による報告に時間を要する場合には、まず電
 話等による報告とし、その後、文書による報告を
 行う。





報告の

(2)訓令の概要 ②発見時の報告(規制庁の対応)

・報告があった場合、原子力規制庁は、<u>速やかに</u>国際原子力機関(IAEA)に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会に報告する。

原子力施設等におけるトピックス

(令和3年12月20日~令和4年1月2日)

令和4年1月5日原子力規制庁

○令和3年12月20日~令和4年1月2日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

● 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元(等規制)(第31条の2に基づ)報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和3年12月20日~令和4年1月2日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*…原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃㈱

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

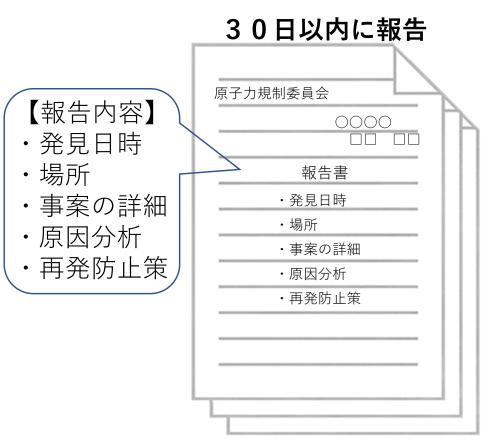


(2)訓令の概要

③事案発生(発見)後30日以内の報告

発生日から30日以内に報告が必要な内容は、

- 事案の発見日時
- 場所
- 事案の詳細
- 原因分析
- 再発防止対策



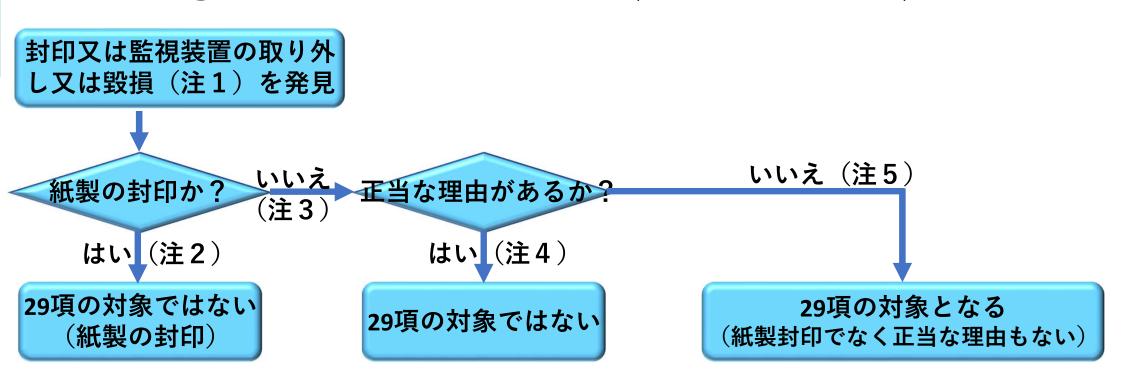


(2)訓令の概要 ③事案発生(発見)後30日以内の報告 (規制庁の対応)

• <u>原子力規制庁</u>は、原因や再発防止対策について評価を行った上で、国際規制物資を使用している者からあった報告の内容及びその評価結果を原子力規制委員会に報告



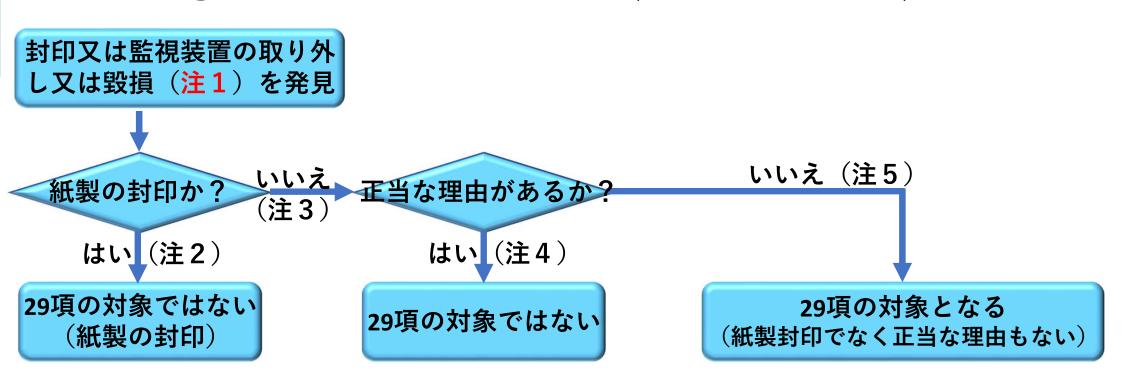




【報告の目的】

封印(紙製のものを除く。)及び取り付けられた装置は、国際規制物資を使用している者 「事業者」という。)が管理する責任を有するため、事業者による適切な管理を担保 する必要があること、及び封印毀損等の場合は国際約束に基づき我が国から IAEA に特別報 <u>9 る必要がある</u>ことから事業者から原子力規制委員会への報告を求めるもの。 15

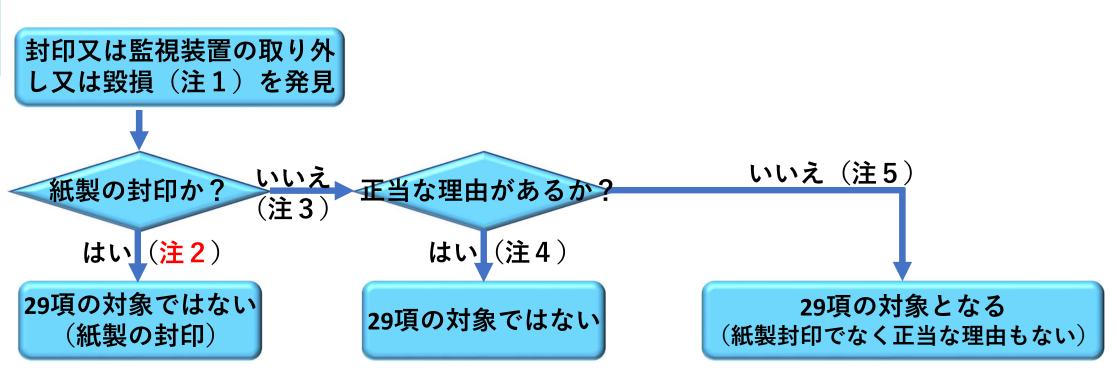




注1:外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

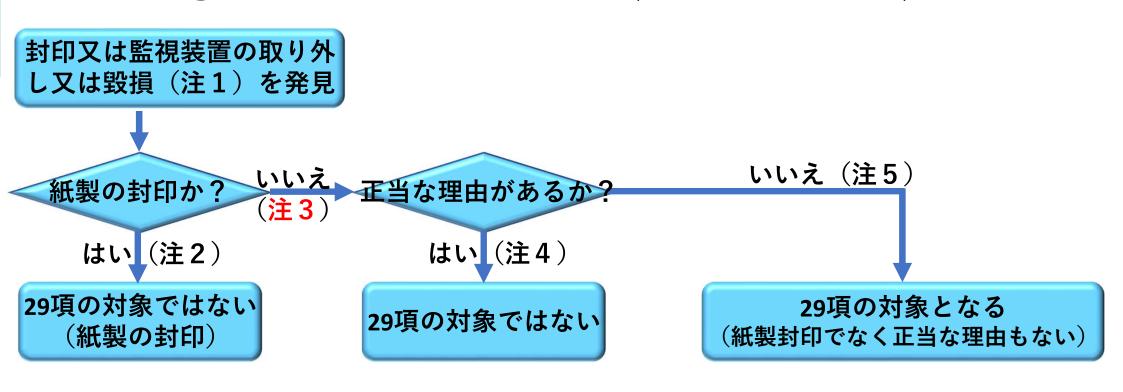
- ・封印のワイヤーが切れていることが確認された場合
- ・監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認され た場合





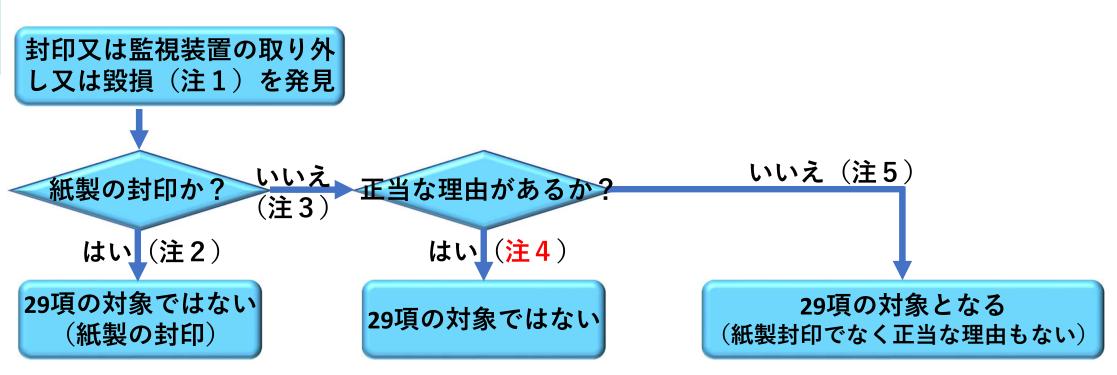
注2: 紙製の封印は、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、第29項の対象とはならない。





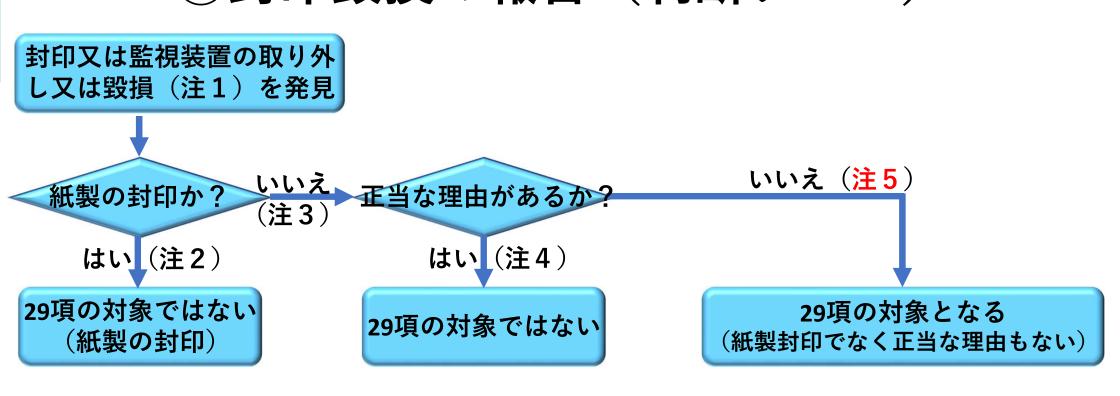
注3:紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある 取り外し又は毀損かの確認が必要となる。





注4:該当する例としては、IAEA 又は原子力規制委員会の指定する職員が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、国際規制物資を使用している者が事前に適切な対策により防止することが困難である場合といった、国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。





注5:例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに 毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の 場合などが含まれる。



3. 制度改正の内容のまとめ



制度改正のポイント

封印毀損等の事案が発生(発見)したときは、

- **ただちに**原子力規制庁(保障措置室)に**報告**(電話等 でも可。その後文書により報告)。(報告1回目)
- 規制庁は報告内容を<u>委員会報告(公開)</u>。
- 発生(発見)後30日以内に、事案の詳細、原因分析、 再発防止対策等を含む報告書を提出。(報告2回目)
- 規制庁は原因や再発防止対策について評価を行った上で、報告内容及びその評価結果を委員会報告(公開)。



さいごに

- 封印毀損等が発生(発見)した場合、又は発生発見した可能性が疑われる場合には、「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について」(訓令)を参考にしつつ、ただちに保障措置室に御連絡ください。
- 報告事案の有無について<u>判断に迷う場合は幅広く御相</u> 談ください。

原子力規制庁 保障措置室 Tel: 03-5114-2102 (室直通)